

飲食業・宿泊業に係るいしかわ新型コロナ対策認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が講じる新型コロナウイルス感染症防止対策について、県が認証する制度を設けることにより、県民及び来県する人々に安心と信頼を提供し、もって感染防止対策の徹底と経済活動の両立に資することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となる者は、飲食事業者又は宿泊事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届け出をした者（家主又は他グループと共用する台所が設置されている施設を除く。）をいい、暴力団員である者又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む県内の施設であり、次の各号に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

(1) 飲食店営業又は喫茶店営業で、飲食のための客席を有する施設（次に掲げる施設を除く。）

ア 販売等、その場所で飲食をさせること以外を主たる目的とした施設

イ 学校、病院、その他の施設において、特定の者を対象として飲食をさせることを目的とした施設

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する営業を営む施設（ただし、臨時に外から呼んできた芸妓のみに接待をさせる営業を行っている施設を除く。）

エ 次号（2）に掲げる施設において、その宿泊者に対して飲食をさせることを主たる目的とした施設

(2) 旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業（旅館業法第2条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届け出をした施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く。）

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症防止対策を認証基準に沿って定め、書面又は電磁的方法により、知事に申請するものとする。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく、石川県新型コロナウイルス感染症対策本部長からの営業時間の変更等の要請（令和3年5月実施分を含む。）に従わない事業者は、要請の日から6か月間は認証の申請を行うことができないものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、現地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設について、その旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証ステッカー及び認証書（以下「認証ステッカー等」という。）を交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証ステッカー等の利用等)

第6条 認証事業者は、認証を受けた対象施設（以下「認証施設」という。）において認証ステッカー等を利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証ステッカー等を掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「いしかわ新型コロナ対策認証店」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカー等を汚損し、又は亡失したときは、書面により認証ステッカー等の再交付を求めることができる。

(公表)

第7条 知事は、対象事業者からの申請を認証した場合には、別に定める「いしかわ新型コロナ対策認証制度に係る個人情報の取扱いについて」の規定に基づき、認証施設情報をいしかわ新型コロナ対策認証制度ホームページで公表し、認証書に記載することとする。

(有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第9条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面又は電磁的方法により、知事に報告するものとする。

(認証の更新)

第10条 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2か月前までに、書面又は電磁的方法により、知事に認証の更新を申請するものとする。

2 第5条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(調査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、その職員（その委託を受けた者を含む。）をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第12条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る新型コロナウイルス感染症防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカー等の適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 前条に規定する調査等に協力すること。

(認証の辞退)

第13条 認証事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、書面又は電磁的方法により、認証の辞退を申し出るものとする。

- (1) 認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるとき。
- (2) 認証施設の感染症防止対策の実施を怠ったことにより、認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき。

(認証の取消し)

- 第14条 知事は、認証事業者から辞退届を受理したとき、又は石川県新型コロナウイルス感染症対策本部長からの要請に従っていないことを確認したときは、認証を取り消す。
- 2 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。
- 3 知事は、第1項又は第2項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証ステッカー等の利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「いしかわ新型コロナ対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。
- 5 知事は、本条第1項又は第2項の規定により認証を取り消した対象事業者が、認証ステッカー等の利用を止めていること等について、確認を行うこととする。
- 6 第1項又は第2項の規定により認証を取り消された対象事業者は、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の再申請)

- 第15条 前条第1項又は第2項の規定により認証を取り消され、取消しの日から6か月が経過した対象事業者は、感染症防止対策の改善を行ったとき、再度、認証を申請することができる。

第3章 まん延の防止等に関する措置との関係

- 第16条 第2章の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、知事は、認証（更新を含む。）の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。
- (1) 石川県の区域内において法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は同条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。
- (2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないとき。
- 2 知事は、前項の規定による措置を講じるに当たっては、県ホームページ等で公表することとする。

第4章 雑則

(免責)

- 第17条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取

り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了し、又は見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。